

## 落札決定後の手続きについて

物品関係の入札で落札決定した業者の方は次の手続きが必要です。

### 契約保証金の納付

- ・ 契約締結にあたっては、契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の5以上（円未満の端数は切上げ）の額を納付してください。
- ・ 納付については、契約局が発行する「納付書」を用いて金融機関で納付していただきます。納付に際しては、納付金額、納付者名等を確認の上、納付下さい。

### （契約保証金の免除）

契約保証金は、以下のいずれかの条件を満たせば免除されます。

- ① 保険会社との間に大阪府総務部契約局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

### 〔履行保証保険契約の加入要領〕

契約名	当該入札にかかる入札案件名
契約金額	入札書記載金額に100分の10に相当する額を加算した額
保険金額	契約金額の100分の5以上の額
保険の種類	履行保証保険
契約の種類	売買契約
特約条項	定額てん補
被保険者	大阪府総務部契約局長 ○○ ○○（入札公告を確認してください） 大阪市中央区大手前 2-1-22
契約年月日	大阪府との契約締結予定日
保険期間	契約締結予定日から納入期限まで
履行場所	大阪府（又は大阪府警察本部）の指定する場所
証券作成日	原則、落札決定の日の翌日から10日以内

② 契約保証金免除申請書を提出したとき。

(なお、申請書の提出には以下の条件が必要です。)

・契約締結において、過去2年以内の間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人及び沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

〔用語の説明〕	
過去2年	契約を締結しようとする日を起算日とし、履行完了日が2年以内のもの
契約の種類	物品の売買契約
規模をほぼ同じくする	契約金額の7割に相当する金額以上のもの。
数回以上	2回以上

#### 受付票の作成

大阪府総務部契約局と契約を締結するときに、「受付票」を提示していただきます。これは、印鑑証明書または印鑑登録証明書の印影と契約書に押印された印影が同じかどうか確認させていただくものです。

受付票は、『大阪府電子調達（電子入札）システム』→「電子申請」の『物品・委託役務』→『大阪府電子申請システム』→『受付票取得』→『ID・パスワードによるログイン』と進んでください。

受付票ダウンロード画面の『表示』→画面上の『印刷』を押して印刷してください。

#### 内訳書の作成

落札金額に対する品名ごとの内訳を提出していただきます。様式は特に指定はありませんが、入札（契約）担当者に申し出ていただければ様式をお渡しします。なお、内訳の必要がない場合など（例えば、1品だけの入札）は作成はいりませんが、事前に入札（契約）担当者に確認してください。

#### 誓約書の提出

契約締結までに、様式11「誓約書」を提出してください。